

厚生労働省和歌山労働局発表
 令和6年7月30日

担 当	厚生労働省 和歌山労働局
	雇用環境・均等室
	監理官 平井裕弥
	<個別労働紛争関係>
	労働紛争調整官 大島欣久
	<均等関係>
	室長補佐 北野康一
	電 話 073 (488) 1170

令和5年度 個別労働紛争解決制度施行状況及び均等関係法令 に係る相談状況等について ～相談件数は増加、「いじめ・嫌がらせ」に関する相談が最多～

和歌山労働局長（局長 松浦 直行）は、令和5年度の個別労働紛争解決制度施行状況及び雇用環境・均等室等で受付した均等関係法令に関する相談状況を取りまとめたので、公表します。

1 「個別労働紛争解決制度」は、個々の労働者と事業主との間の労働条件や職場環境などをめぐるトラブルを未然に防止し、迅速に解決を図るための制度で、「総合労働相談^{※1}」、都道府県労働局長による「助言・指導^{※2}」、紛争調整委員会による「あっせん^{※3}」の3つの方法があります。

【令和5年度の個別労働紛争解決制度施行状況について】

「総合労働相談」件数は「8,574件」で、前年度と比べ109件増加し、「個別労働紛争相談^{※4}」件数は「2,406件」で、前年度と比べ273件、率にして12.8%増加した。

相談内容をみると、「いじめ・嫌がらせ」に関する相談件数が643件で最多となり、個別労働紛争相談（3,184件、重複計上あり）の2割（20.2%）を占めている。

「助言・指導」申出件数は、59件（前年度55件）、「あっせん」申請件数は、16件（前年度22件）と、前年度に比べて、助言・指導申出件数は増加し、あっせん申請件数は減少した。

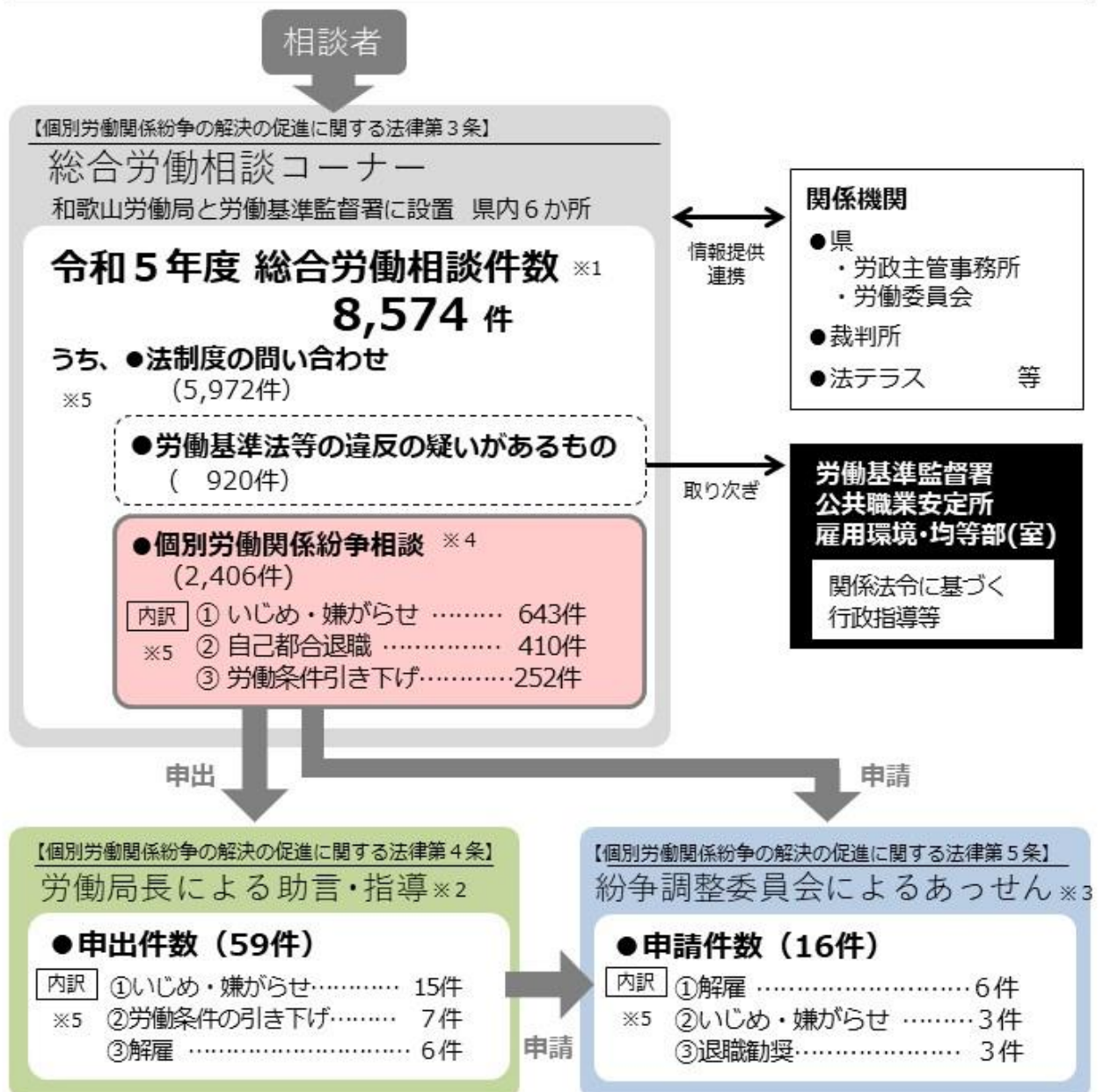
2 雇用環境・均等室等において、均等関係法令（男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法及び労働施策総合推進法）にかかる相談対応及び紛争解決の援助を行っています。

【均等関連法令の相談状況について】

「均等関係法令相談」件数については「1,144件」で、前年度と比べ623件、率にして35.3%減少した。相談のうち、「育児・介護休業法」に関する相談件数が543件（47.5%）で最多で、「労働施策総合推進法」に関する相談件数は、404件（35.3%）となっている。

相談内容をみると、労働施策総合推進法の「パワーハラスメント防止措置」に係る相談が387件（33.8%）と最多で、次いで、育児・介護休業法の「育児休業」に係る相談251件（21.9%）となっている。「労働局長による紛争解決の援助^{※6}」の申立件数は、12件となっている。

個別労働紛争解決制度の枠組み



※1 「総合労働相談」和歌山労働局では、労働局及び県内5か所の労働基準監督署内に、あらゆる労働問題に関する相談にワンストップで対応するための「総合労働相談コーナー」を設置している。平成28年度から、都道府県労働局の組織の見直しにより「雇用環境・均等室」が設置され、これまで「雇用均等室」で対応していた均等関係法令に関する相談も一体的に労働相談として対応することとなったため、それらの相談件数も含まれる。

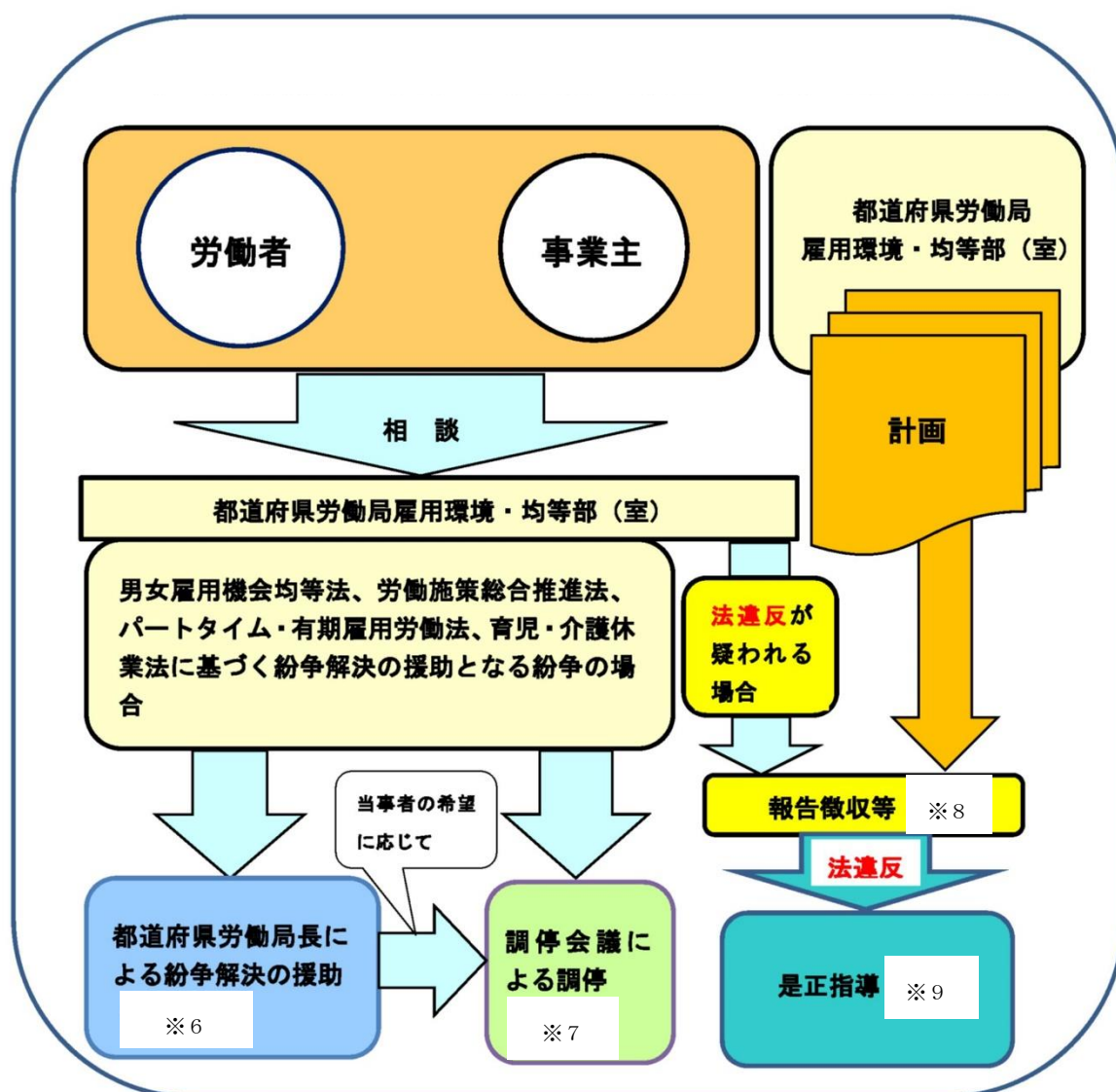
※2 「助言・指導」：個別労働紛争について、都道府県労働局長が紛争当事者に対して解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な解決を促進する制度。

※3 「あっせん」：都道府県労働局に設置されている紛争調整委員会のあっせん委員（弁護士や大学教授等労働問題の専門家）が紛争当事者の間に入って話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度。

※4 「個別労働紛争相談」：総合労働相談のうち、解雇や労働条件の引き下げといった民事上の個別の労使間の紛争に関する相談。

※5 一回で複数の内容にまたがる相談、申出、申請が行われた場合には、複数の内容を件数に計上している。

均等関係法令の相談、是正指導及び紛争解決の援助並びに調停の流れ



※6 「労働局長による紛争解決の援助」：均等関係法令に係る労働紛争について、都道府県労働局長が紛争当事者に対して解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な解決を促進する制度。

※7 「調停会議による調停」：紛争当事者である労働者と事業主との間に第三者（調停委員）が関与し、当事者双方から事情を聴取し、紛争解決の方法として調停案を作成し、当事者双方に調停案の受諾を勧告することにより紛争を解決する制度。

※8 「報告徴収等」：均等関係法令の施行に関して必要な事項について事業主から報告を求める制度。

※9 「是正指導等」：報告徴収等を実施し、法違反があった場合に、是正・改善を求め、法の履行を確保する制度。

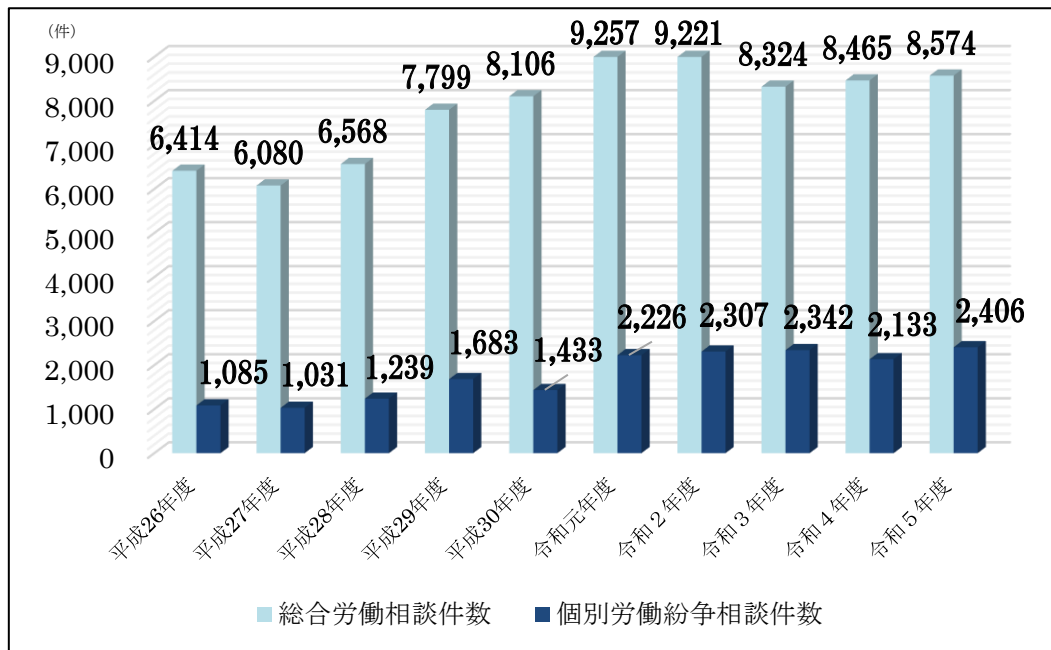
1 個別労働紛争解決援助制度

(1) 総合労働相談の状況

総合労働相談件数は、平成 28 年度から増加傾向にあり、令和 5 年度は 8,574 件、前年度と比べ 109 件の増加となった。また、相談件数の 55.6%にあたる 4,766 件が労働者（求職者を含む）からの相談となっている。（第 1 図－1、－2）

個別労働紛争相談件数については 2,406 件となっており、前年度と比べると 273 件（率で 12.8%）の増加となっている。（第 1 図－1、－2）

第 1 図－1 総合労働相談及び個別労働紛争相談の推移



第 1 図－2 総合労働相談の内容

相談者の属性 計 8,574 件	① 労働者（求職者） 4,766 件（55.6%）	② 事業主 2,088 件（24.4%）	③ その他・不明 1,720 件（20.1%）
相談の区分 (①～④の区分で計上) 計 9,544 件	① 個別労働紛争 2,406 件 ② 法令、制度の問合せ 5,972 件 ③ 労働基準法等の違反の疑いがあるもの 920 件 ④ その他 246 件		

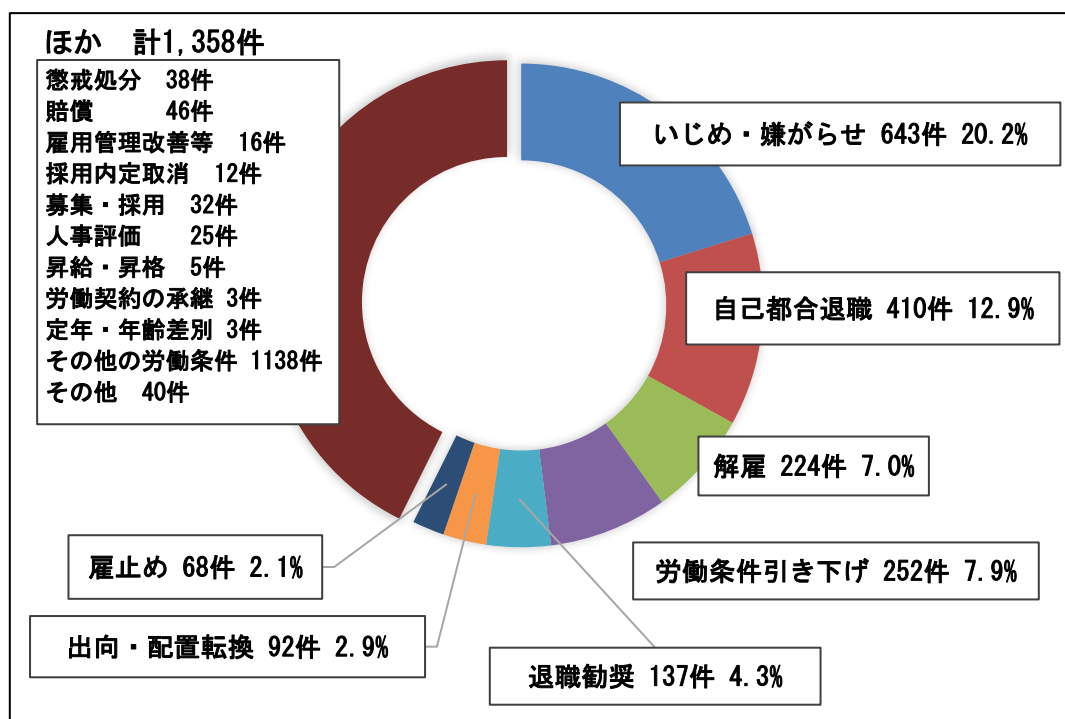
注) %の合計値は、四捨五入による端数処理の関係で 100%にならないことがある。

(2) 個別労働紛争の相談内容状況について

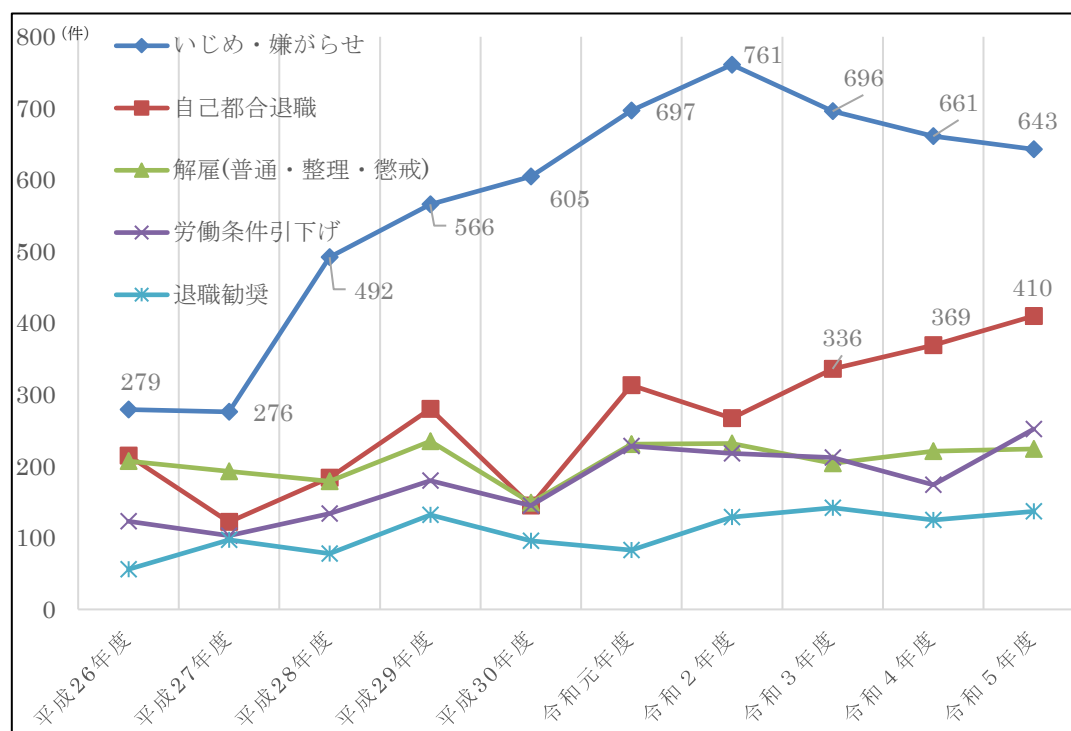
令和 5 年度の個別労働紛争相談の内容をみると、「いじめ・嫌がらせ」が 643 件（個別労働紛争相談全体の 20.2%）と最多となっている。

なお、相談内容のうち、「その他の労働条件」に関する内容が多くを占めているが、これは、労働条件に関する相談のうち、「解雇」、「労働条件の引下げ」など、他の区分に該当しない、賃金、労働時間、勤務シフト、休日、休暇、休職・復職、福利厚生等の労働者の職場における待遇に関する相談が含まれるためである。（第 2 図－1、－2）

第2図－1 個別労働紛争相談の内訳（令和5年度 合計3,184件：重複計上あり）



第2図－2 平成26年度から令和5年度までの個別労働紛争相談の内容



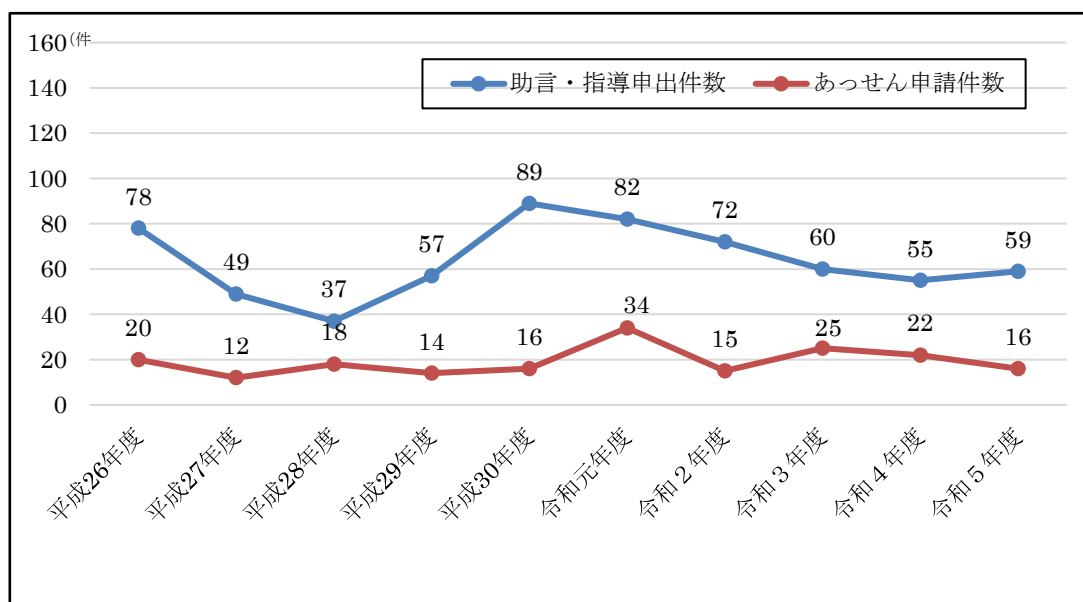
(3) 助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせんの利用状況

和歌山労働局では、個別労働紛争の迅速かつ適正な解決を支援するため、労働局長による助言・指導、紛争調整委員会のあっせんを実施している。

令和5年度の助言・指導の申出件数は59件、あっせんの申請件数は16件となっており、前年度に比べて、助言・指導申出件数は増加し、あっせん申請件数は減少した(第3図-1)。

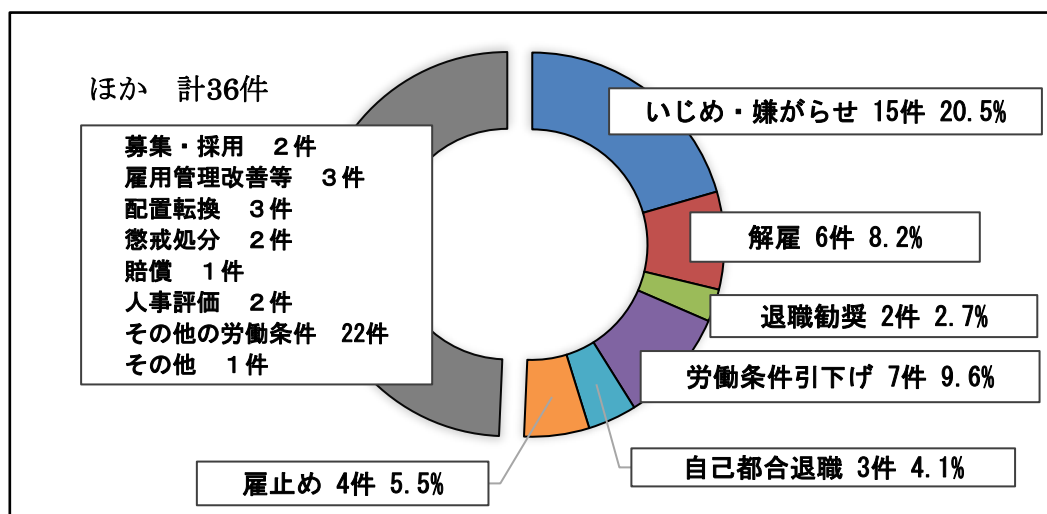
また、助言・指導の申出内容、あっせんの申請内容をみると、助言・指導は「いじめ・嫌がらせ」が、あっせんは「解雇」が多くなっている(第3図-2)。

第3図-1 助言・指導、あっせん件数の推移

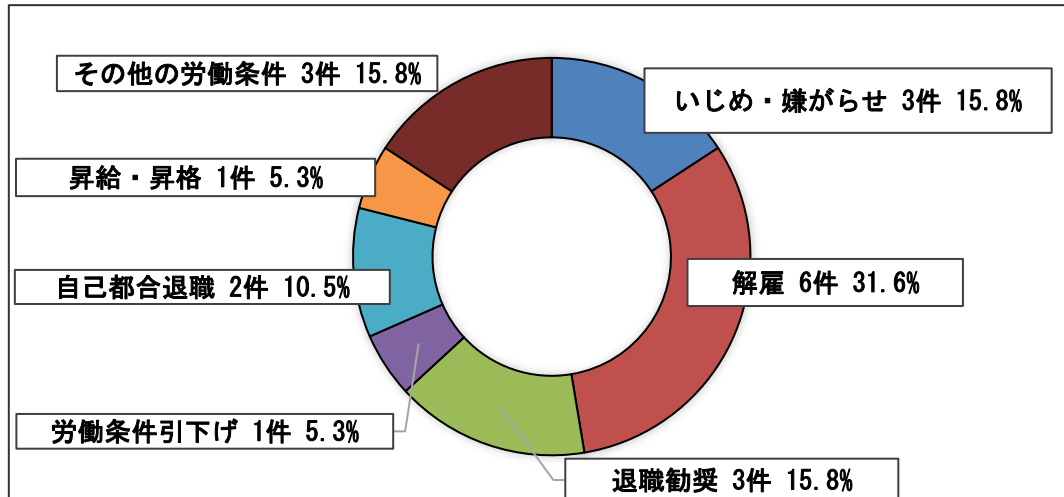


第3図-2 労働局長による助言・指導の申出及び紛争調整委員会によるあっせんの申請内容

① 助言・指導の申出(申出内容計73件:重複計上あり)



② あっせんの申請（申請内容計 19 件：重複計上あり）



注）1 件の申出・申請において、複数の内容にまたがる申出・申請は、複数の内容を件数として計上。％の合計値は、四捨五入による端数処理の関係で 100％にならないことがある。

2 均等関係法令の相談状況

（1）相談内容別状況について

令和 5 年度、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法及び労働施策総合推進法に係る相談件数は 1,144 件で、前年度と比べて 623 件減少した。そのうち育児・介護休業法に関する相談が 543 件（47.5%）、労働施策総合推進法に関する相談が 404 件（35.3%）となっている（第 4 図－1）。

相談内容をみると、労働施策総合推進法のパワーハラスメント防止措置に係る相談が 387 件と最多で、次いで、育児・介護休業法の育児休業に係る相談 251 件となっている（第 4 図－2）。

（2）労働局長による紛争解決援助等の状況

和歌山労働局では、均等関係法令に係る労働紛争について、労働局長が紛争当事者に対して解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な解決を促進している。

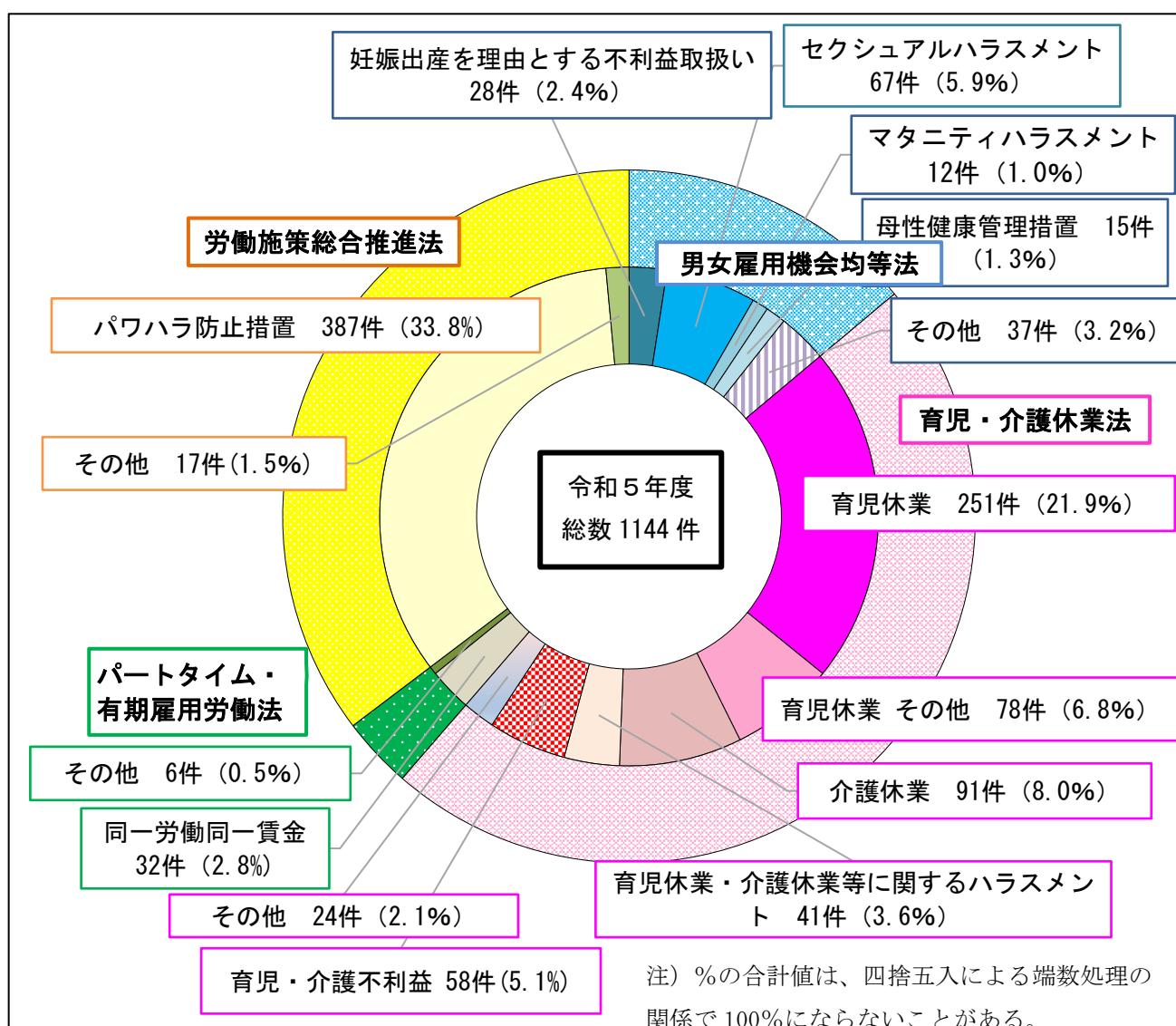
また、紛争当事者の双方又は一方から調停の申請があった場合で必要があると認めた場合は紛争調整委員会に調停を行わせるものとしている。

令和 5 年度の労働局長による男女雇用機会均等法等に基づく紛争解決援助制度への申立ては 12 件（男女雇用機会均等法関係が 1 件、育児・介護休業法関係が 2 件、労働施策総合推進法関係が 9 件）、調停は 5 件（男女雇用機会均等法関係が 1 件、労働施策総合推進法関係が 4 件）の受理となっている。

第4図－1 均等関係法令の相談件数の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
男女雇用機会均等法	160件 (16.5%)	136件 (7.7%)	159件 (13.9%)
育児・介護休業法	652件 (67.4%)	1,348件 (76.3%)	543件 (47.5%)
パートタイム・有期雇用労働法	51件 (5.3%)	25件 (1.4%)	38件 (3.3%)
労働施策総合推進法	105件 (10.8%)	258件 (14.6%)	404件 (35.3%)
合計	968件	1,767件	1,144件

第4図－2 令和5年度の相談内訳



和歌山労働局 相談窓口

①賃金、労働時間、有給休暇、解雇・退職などの労働条件に関する相談や

②いじめ・嫌がらせ、パワハラ、職場環境などに関する相談は、各総合労働相談コーナーへ
和歌山労働局総合労働相談コーナー

〒640-8581 和歌山市黒田2丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎 ☎073-488-1020

和歌山総合労働相談コーナー（和歌山労働基準監督署内）

〒640-8582 和歌山市黒田2丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎 ☎073-407-2203

御坊総合労働相談コーナー（御坊労働基準監督署内）

〒644-0011 御坊市湯川町財部1132 ☎0738-22-3571

橋本総合労働相談コーナー（橋本労働基準監督署内）

〒648-0072 橋本市東家6丁目9番2号 ☎0736-32-1190

田辺総合労働相談コーナー（田辺労働基準監督署内）

〒646-8511 田辺市明洋2丁目24番1号 ☎0739-22-4694

新宮総合労働相談コーナー（新宮労働基準監督署内）

〒647-0033 新宮市清水元1丁目2番9号 ☎0735-22-5295

③セクハラ・妊娠・出産、育児・介護休業等に関する相談は

和歌山労働局雇用環境・均等室

〒640-8581 和歌山市黒田2丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎 ☎073-488-1170